

《平成30年度 監査委員事務局 組織目標の達成状況》

◆目標管理者

事務局長 川崎 廣明

重 平成30年度予算重点施策に関連する項目には、「4.課題解決に向けた平成30年度の具体的な取組」欄に、左の記号を記載しています。

1. 現状認識 (重点目標の背景となる現状・社会の動向・現場の課題など)	2. 重点目標	3. 目標達成のための取組と成果目標	4. 課題解決に向けた平成30年度の具体的な取組 【年度末実績】
<p>総務省「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成23年1月26日)において、監査制度・財務会計制度の見直し方針が示されています。この背景としては、 ・平成20年次からの会計検査院の検査等により、検査対象となつた47都道府県・18指定都市のすべてにおいて不適正経理が判明するとともに、一部の地方公共団体においては不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったため、財政状況等について正確な情報が住民に開示されませんでした。このことについては、 ⇒監査委員制度・外部監査制度からなる監査制度が有効に機能していない。 ⇒予算単年度主義、執行の硬直性、国庫補助制度等、現行の財務会計制度にも原因がある。 と指摘されています。 ・現状は、厳しい財政状況を正確かつ簡明に公開し、住民の理解を得て財政運営を行う要請が高まっています。</p>	<p>① 公正で合理的かつ能率的な市行政運営確保のため、違法、不正の指摘はもとより、経済性・効率性・有効性に重点を置いた監査等を実施する必要があります。</p> <p>② 国の動向等を注視し改正内容に対応します。</p>	<p>① 【取組】 財務事務、事業管理の適正かつ合理的、効率的な実施状況について、定期監査を行います。 【成果目標】 全部局34所属を対象として監査を実施します。(平成29年度:28所属)</p> <p>② 【取組】 補助金等交付団体等について、出納その他の事務の適切かつ効率的な執行について、財政援助団体等監査を行います。 【成果目標】 4団体・施設を対象として監査を実施します。(平成29年度:2団体)</p> <p>③ 【取組】 会計管理者や企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性の検証等について、例月出納検査を行います。 【成果目標】 毎月25日に現金出納事務の適正な執行について、検査を実施します。</p> <p>④ 【取組】 計数の確認、予算執行・事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、決算・基金の運用状況・健全化判断比率審査を実施します。 【成果目標】 市長から付された決算審査等について、意見を市長に提出します。</p> <p>⑤ 【取組】 工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ合理的、効率的に実施されているかを主眼に工事監査を実施します。 【成果目標】 工事1件を対象として監査を実施します。(平成29年度1件)</p> <p>⑥ 【取組】 地方自治法の一部改正に関する総務省令等の動向についての情報収集や担当課への情報提供に努めます。 【成果目標】 必要な改正手続き等や基準策定等の準備を実施します。</p>	<p>① ○定期監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>② ○財政援助団体等に対する監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>③ ○例月出納検査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って審査を実施しました。</p> <p>④ ○決算審査・財政(経営)健全化審査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って審査を実施しました。</p> <p>⑤ ○工事監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>⑥ ○取組実績 【取組実績】 総務省が策定されている監査基準(案)等の情報収集を行いました。 【成果目標実績】 監査制度の充実・強化を内容とする改正に向けた情報収集を行いました。</p>
<p>2 監査制度の充実・強化を目的に、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月に公布されました。その主な内容は、①監査基準に従った監査等の実施、②監査委員の権限の強化、③監査体制の見直し、④条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和となっています。</p>			